

令和6年度福岡県ビーチクリーニング大会運営等業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度福岡県ビーチクリーニング大会運営等業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日

3 事業者選定方式

企画提案型

※申込方法等については、公募実施要領を参照すること。

4 業務の目的

本県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸漂着物の発生抑制に関する事業を進めている。

海のプラスチックごみの約8割は、街などの陸域で発生し河川等を通じて海へ流出したものと考えられている。

こうしたごみの流出を防ぐには、ポイ捨て防止、適切なごみの管理、継続的な清掃活動の実施等、日常生活における一人一人の行動変容が重要であり、県民が漂着ごみの現状を知り、海の環境保全やプラスチックごみ削減への意識を高める機会となるよう、楽しみながらごみ拾いを行えるビーチクリーニング大会を筑前海、豊前海、有明海の海岸3ヵ所で開催するもの。

なお、本事業で回収した漂着ごみは別途開催するワークショップでのアート作品制作等にも活用する予定である。（ワークショップ開催やアート作品制作は本委託には含まない。）

5 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、ビーチクリーニング大会を開催する。また、ビーチクリーニング大会の様子等を撮影し、撮影した動画等を使用した啓発動画を作成する。

ビーチクリーニング大会運営等業務及び啓発動画作成業務に関する内容は以下のとおりとする。

○ビーチクリーニング大会運営等業務

(1) ビーチクリーニング大会の内容

① 通常の海岸清掃にイベント的要素を加えた「楽しめる」ものであること。

（例：ポイント制を用いたゲーム要素のあるもの等）

② 老若男女問わず誰でも参加でき、危険を伴わないものであること。

③ 参加者の人数増加や意欲向上につながるような、魅力的な要素を含むこと。

※景品及び参加賞を授与する場合は、県が行うイベントの賞品として相応しくない華美なものは避けること。

(2) 実施場所（予定）

① 古賀海岸（古賀市天神）

- ② 旧三池海水浴場（大牟田市新港町）
- ③ 長井浜公園（行橋市長井136-1）

※なお、実施場所については、市町村との協議等によって変更する可能性がある。

(3) 実施時期、回数、参加者数見込

- ① 実施時期は下記のとおりとする。

- ・古賀海岸：9月22日（日）
- ・旧三池海水浴場：9月28日（土）～10月12日（土）のいずれかの土日
祝日
- ・長井浜公園：10月14日（月）～10月27日（日）のいずれかの土日
祝日

※上記実施日以外に予備日を各実施場所につき1日設ける。（11月中旬までを目途）

※詳細の日程については、関係自治体等との協議により決定し、上記日程から変更になる可能性がある。

- ② 実施回数は実施場所につき1回とし、1回のイベントはおおよそ3時間程度とする。
- ③ 参加者の見込みは古賀海岸を200～300名程度、旧三池海水浴場、長井浜公園を100名程度とする。

(4) 保険の加入

受託者は、参加者の事故等に備えたイベント保険等への加入及び給付の手続き等の業務を行う。

(5) 各種媒体を通じた開催の広報

受託者は、イベント実施及び参加者募集の広報に関する以下の業務を行う。

- ① ホームページ（県ホームページ以外）やSNS広告等（インスタグラムやX（旧twitter）等）を使用し、参加者数増加を見込める広報を行うこと。
- ② チラシの作成・配布（1,000部程度）

(6) 参加者の募集、受付等

受託者は事務局を設置し、参加希望者からの参加申込の受付等に関する以下の業務を行う

- ① 参加希望からの問い合わせ対応及び申込受付（申込手段は、インターネットによる専用フォームやFAX等、県民が利用しやすい手法を採用すること。）
- ② 保険等の諸手続き
- ③ 大会及び大会関連イベント（ワークショップなど）等についての諸連絡

(7) ビーチクリーニング大会当日の運営

受託者は、当日の運営に関する以下の業務を行う。

- ① ビーチクリーニング大会当日の司会進行等
- ② ビーチクリーニング大会開催に係る会場設営及び撤収
- ③ 参加者の交通手段及び輸送手段の確保（最寄り公共交通機関の駅等からイベント会場までの距離が遠い場合に、送迎バスの運行を行う等）
- ④ 仮設トイレの設置（男女1台ずつ）及び撤収

- ⑤ 看板設置等による大会開催場所への参加者の誘導
- ⑥ 参加申込者の受付対応等
- ⑦ 県の取組を紹介できる休憩所兼啓発ブース（県作成動画の上映やその他資材（パネル）の掲示等）の設置、運営
- ⑧ 参加者の安全の確保及び有資格者による体調不良者やけが人等の救護（AED の持ち込み含む）※特に熱中症対策には留意すること。
- ⑧ 駐車場の管理、誘導
- ⑩ 啓発動画作成のための撮影
- ⑪ アンケートの実施、集計

(8) 荒天時の連絡等

受託者は、開催日前日の正午時点で台風、大雨及び洪水警報が発表されている場合には、発注者と協議の上、ビーチクリーニング大会の中止または延期の判断を行い、参加者への連絡及び問合せ対応を行う。

(9) その他

受託者は、上記のほかビーチクリーニング大会の開催及びに必要な業務を行う。

○啓発動画作成業務

(1) 啓発動画の作成、広報

受託者は、ビーチクリーニング大会当日の実施風景や活動様子、また別途行われる予定のアート作品を制作するワークショップとアート作品展示会の様子を撮影し、啓発動画を作成する業務を行う。動画の規格等は以下のとおり。

- ① 本編：10～15 分程度 1 本、ショート版：30～60 秒程度 1 本
※各動画には字幕を付けること
- ② 解像度
FullHD（H1080×W1920pixel）
- ③ 形式
ファイル形式は MP4、音声形式は AAC
- ④ 動画の広報
作成した動画について、視聴数向上を見込める広報を行うこと。
- ⑤ 動画の用途
福岡県庁動画資料館（Youtube）及び県庁 X（旧 twitter）等の SNS での配信等
今後の啓発活動に活用予定
- ⑥ 動画の納品
再生用 1 枚、編集用 1 枚に分けて DVD-R 等の記録メディアにて納品すること。

(2) その他

受託者は、上記のほか啓発動画作成に必要な業務を行う。

6 留意事項

最終的なビーチクリーニング大会の内容は、提出された企画提案書を基に担当課と協議の

うえ、決定する。

疑義が生じた場合は、担当課と協議し決定すること。

7 著作権等について

本業務により作成された成果品に係る全ての著作権は福岡県に帰属するものとし、今後、県が実施する啓発事業において使用することができるものとする。また、受託者は、成果品に関する著作人格権その他一切の権利を行使しないものとする。

県が提供する一切の資料等については、他への流用を禁止し、企画提案書提出又は委託業務終了後、速やかに返却又は破棄するものとする。

8 成果報告

事業完了の後、成果報告書に、作成した啓発動画及びその他の実績が分かる資料を添付の上、成果報告を行う。